

株式会社産業革新投資機構 社長辞任会見

皆様ご多忙の中、急な呼びかけにも関わらずご参集頂きましてありがとうございます。また、このところ、経済産業省との関係でお騒がせをしております。まずはお詫び申し上げます。

本日の会見は、発表文にもございます通り、坂根議長を含む5名の社外取締役、並びに私を含みます4名の代表取締役の9名が、産業革新投資機構の役員を辞任することをご報告するものです。具体的な辞任の日付は、残務処理を終えてからということになります。

今般辞任される社外取締役5名の方々はそれぞれ、辞任に関するコメントを発表されました。それらのコメントは会見後に配布させていただきます。そこにも記載されていますが、我々は、経産省が掲げた「投資事業という金融機能を活用することにより、我が国の将来の産業競争力を強化し、新産業を創出する」という理念に共感して集まりました。しかしながら、その後の経産省の姿勢の変化により、私共が共感していた目的を達成する事が実務的に困難になったとの共通の見解に至り、その結果、民間からの取締役全員が辞任を表明するに致ったものです。

この職務をお受けする前から、私は、常々、我が国の金融機能のあるべき姿に回復・強化するには、資本市場の強化・育成とインベストメントチェーンの拡充ということが喫緊の課題であり、そのためには、我が国におけるエクイティ・プロバイダーの世界を大きく力強くすることが必要だと考えておりました。

そうした中、昨年経済産業省の「第四次産業革命に向けたリスクマネー供給に関する研究会」への参加を要請されました。その取りまとめ報告書には「現行の産業革新機構が行なっている投資案件については予定通りの終期（2025年3月末）を維持することとし、その上で、新たに『産業革新投資機構』としてファンドの評価やガバナンスを担う機能を強化しつつ、投資機能を高める」とあります。

JICは、投資委員会の活動を通じて、ファンドの評価やファンドに対するガバナンスをする組織なのです。報告書では、更に、「その具体化にあたっては、政府が定める投資基準によって明確なミッション設定を行うとともに、投資に適したガバナンスや、事後評価、成果主義を徹底することで、適切な規律と現場での迅速かつ柔軟な意思決定を両立させる」と続きます。

また、人材に関しては、「海外での投資経験を含め、国籍、性別など多様性に飛んだ投資人材からなる国際的に見てベストなチームを組成する必要がある。優れた人材を集めるには、民間ファンドと比較できる処遇だけでなく、日本の明日を牽引する産業を作るというミッションなど職場としての魅力も求められる」としています。そして、「日本の官民ファンドは、投資先企業の価値を高めてリターンを最大化することに加え、政策目標の達成により国富を増大させることも目的としている」と続きます。

それから、「産業革新投資機構でも2兆円余りの投資規模であり、これを内外の民間資金等呼び込み、国内で十分大きな規模のファンドが組成する動きにつなげていくことが必要」で、「産業革新投資機構には、こうした取り組みを通じて、日本を代表する投資機関としてグローバルに認知されるものに成長し、日本におけるリスクマネー供給機能の強化に向け、中心的な役割を担うことが期待される」としています。

その報告では、投資人材の育成に関しては「日本の投資人材の厚みを増すためには、短期的には世界中から人材を獲得することも視野に入れ」とか、「日本に世界水準の投資人材を呼び込むには、給与だけでなく、トッププレイヤーが挑戦できる魅力的な環境の提示が必要」とも書かれています。

代表取締役就任した4名は、当初この報告書を「バイブル」と呼び、愚直にその実現に向かって進むことにしておりました。

また、産業競争力強化法第120条第2項には「専ら出資を行う業務に従事する職員の給与その他の処遇については.....優秀な人材の確保並びに若年の出資専従者の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする」という条文が

挿入され、この条文に関し、糟谷政府参考人は国会で「民間ファンドと比較しうる報酬水準を確保したい」と答弁されています。

こうしたことから、当初私共 9 人は「投資事業という金融機能を活用することにより、我が国の将来の産業競争力を強化し、新産業を創出する」という高い国家的な目標に強い共感を覚えたものでした。

そして、投資基準の策定に入り、投資基準では「機構は、(事前ではなく) 事後評価及び成果主義の徹底、現場での迅速かつ柔軟な意思決定の確保等を通じた投資機能の強化を図りながら、政策的に重要な分野での投資・価値増大・処分等を通じ、投資成果の最大化を目指すことで、国等の財産を預かる投資機関としてフィデューシャリー・デューティーを果たす」とされました。

こうした政策上の目標は、非常に高いものと認識をしていましたが、そうした政府方針に則り、**Mission Statement** を作りました。それが「私たちは、最終受益者本位の投資活動を通じ、産業競争力の強化と未来の産業の育成に寄与し、そして長期的なリターンの最大化を実現することを、その使命としています」というものです。そして、我々は、その実現に向かって歩み始めました。

また、経産省との間では、毎週金曜日 9 時から午前中 3 時間の「JIC 連絡協議会」を設置することを当方から提案し、具体的な案件見込みや民間投資案件など、様々な活動状況を報告しておりました。当方は 14～5 人で、先方は糟谷官房長以下数名の定例会議です。

そうした中、金子副社長の大活躍により、西海岸においてバイオ・創薬に関するファンド設置案件が動き出します。世界の創薬の半分は米国のスタートアップとされる中、この案件は投資基準に合致するのみならず、極めて有力な人材が参加を申し出てくれました。ただ、シリコンバレーでの人材獲得競争は非常に激しいもので、ファンド設立に関する意思決定が遅れば直ちに人材を失う状況です。私と金子副社長は毎日連絡を取り合い、私は日本側の調整を担いました。しかしながら、経産省の理解や動きは極めて遅く、産業競争力強化法に規定されている財務省との協議が進まないどころか、ある日、経産省は、財務省か

ら「役員報酬に関する協議が終了しない限り、西海岸ファンドの認可に係る協議には応じない」と宣告されてしまいます。

これで判明したことは、①9月21日に手渡された報酬内容は、短期業績報酬部分を中心として、最終的に政府部内での調整が終わっていないものであったこと、②西海岸ファンドに関する協議が開始されないと、金子副社長が折角集めてくれた極めて有能な人材が全て雲散霧消する事態に直面し、金子副社長のレピュテーションに深刻な影響が出ることで、でした。そこで、私自身が財務省に出向き、事情を説明して、西海岸ファンド設立に関する経産省との協議開始を要請し、その結果、財務省側が経産省との協議に応じるようになったことから、漸く10月24日の認可にこぎつけたという経緯があります。

この頃から、経産省から聞いていた我々のミッションについて、政府部内での調整が済んでいないのではないかという疑念が芽生えましたが、本来確定していたはずの報酬内容の細目に関する協議にも応じることとし、一時期は毎日経産省の担当課長が現れて財務省との協議状況について報告し相談にきておりました。当然のことながら、私は、これが社長の仕事かと思っておりましたが、なんとか着地させるべく最大の尽力をしたつもりです。しかし、代表取締役4人の経産省に対する不信感は否が応でも募りました。なぜなら、細目の議論を聞いていると、これまで経産省から伝えられて来たことが次々に変更され、このJIC設立に関してバイブルだと考えていた「リスクマネー研究会報告」が政府全体の方針にはなっていなかったことが次第に見えて来たからです。この頃代表取締役4人で毎日協議をしていましたが、我々4人の間で「これで本当に我々が共感した目的を達することができるのか」との疑念が強くなり、経産省に対する不信感が強くなった時期でした。

それでも、なんとか西海岸での第一号ファンドの設立にこぎつけましたが、今度は11月初旬に、そもそも経産省が自ら仕組みを作り、我々に対して提示をしてきた報酬に関して批判が発生し、経産省は、国内外の新規採用者の報酬枠などを含め、一方的に白紙撤回いたしました。私共から「この水準の報酬が欲しい」などと言ったことは、当然ですが、一度もありません。私が、この職務を要請され応諾した時点では、報酬の話すらありませんでした。つまり、根本的

な問題は、9月21日に経済産業省官房長が書面で約束し、それに基づいて取締役会が決定した役員報酬を、かかる取締役会決議をも無視し、一方的な都合で白紙撤回する行為そのことです。私は、糟谷官房長に「信義に悖るとはこのことを言う」と言いました。本日お配りする社外取締役の方々のコメントにも明確に現れています通り、この「経産省による信頼関係の毀損行為」が9名全員の辞任の根本的な原因であります。

このところ経産省から「信頼関係が毀損されている状況で、国として2兆円の資金を任せられない」とのレトリックが繰り返されています。その根拠となっているのが、私が11月24日の嶋田次官との会合で席を立ったことにあるようです。しかしながら、24日の会談以前に、我々の間では既に、経産省に対する強い不信感が醸成されておりました。嶋田次官がその挽回措置を提案してくるとの期待を持って会談に臨みましたが、結果は真逆でありました。その会談で、私は再び「信義に悖る」という言葉を使いました。

経産省と私共9名の取締役間で「信頼関係が毀損されている」状況であることは明白ですが、その原因行為を単に私と嶋田次官との会談に求めるのは適切ではありません。「日本国政府の高官が書面にて約束した契約を後日一方的に破棄し、更には、取締役会の議決を恣意的に無視する」という行為は、日本が法治国家でないことを示しています。このことに関して、米国の大学教授でおられる保田取締役は、そのコメントで「一旦文書を交わしたら、たとえ誰であっても法の下の一法人格で、交わした相手と同レベルの法律上の扱いを受ける、それを保証できるということが法治国家であると思います」と述べておられます。また弁護士の和仁取締役は「一方当事者にとって問題の生じた契約の効力を、頭ごなしに否定し、相手方当事者の辞任を要求することは法律的に無理があると判断いたします。国際的にも、日本国は、一旦有効に成立した契約の合意を平気で否定する国だと捉えられても仕方ないと考えられます」とされ、「この事態は国の信用にかかわる深刻さを持っている」との見解を示しておられます。つまり、経産省側の信用毀損行為の重大さは、たかだか2時間程度の私と嶋田次官との会談とは比べ物にならず、更には我が国の信用の毀損行為だということです。

縷々述べましたが、第一に、経産省の産業革新投資機構に対する姿勢が、当初の「リスクマネー研究会報告」の内容から大きく変貌・逸脱し、いわば「民のベストプラクティスを活用する官民ファンド」ではなく「100%近い株式を保有する株主として、国の意向を反映する官ファンド」へと重大な変化を遂げつつあることを認識するに至り、当初私たちに託せられたと信じた目標や、我が国の将来のためにとって志した目的を実務的に達成することは困難であるとの共通認識に達したこと、そして第二に、ここ数ヶ月間次第に増幅されて来ていた経産省に対する不信感が、一度正式に提示した報酬の一方的な破棄という重大な信頼毀損行為により決定的なものとなり、最早経産省との信頼関係を回復することは困難という判断に至ったことから、私を含む全ての民間から就任した取締役は、株式会社産業革新投資機構からの辞任を、ここに表明するものであります。

以 上